

## 暫定プランの取扱いについて

介護サービスの利用にあたっては、予めケアプランを作成していただく必要があります。要介護(要支援)認定の決定前に、サービスを利用する場合は、いわゆる「暫定ケアプラン」を作成することで、サービス提供を可能としています。

暫定ケアプランを作成したもののうち、要介護認定時点における利用者の状態や、当該プランにおいて見込んだ介護度やサービス内容に変更がない場合については、事務処理の軽減の観点から、次の取扱いでも構いません。

### 【具体的な事務処理】

- ① 認定前にサービスを利用する場合は、暫定プランを作成する。  
第1表の標題に”暫定”を朱書するなど、暫定プランであることが分かるようにしておく。  
要介護度、認定期間が確定していない状態であるが、短期・長期目標の終期については、ある程度見込んだものを記載することが望ましい。  
(要介護度は、ケアマネジャーが見込んだ要介護度を記載する)
- ② その後、認定結果が出た時点で、  
**要介護度や利用者の状態及びプラン内容に変更がない場合**  
”暫定”の文字を二重線で消すなど、本プランに読み替えることが分かるようにしておく。  
作成日を本プランに読み替えた日に二重線で加筆・修正する。  
要介護度や認定期間など未確定だった項目を追記し、経過記録にも記載する。  
利用者、サービス提供事業所に説明し、同意を得、その旨を記録して交付する。  
生保担当には、本プランに読み替えた時点で、その写しを提出する。  
サービス担当者会議の開催は省略できるが、その旨を支援経過等に記載する。

### **要介護度やプラン内容に変更がある場合**

認定結果が出るまでの期間、暫定プランを本プランに読み替える手続きについては、同じ。

認定結果が出た後のプランについては、改めて作成する。

利用者、サービス提供事業所に説明し、同意を得、その旨記録して交付する。

生保担当には、本プランに読み替えたプランと改めて作成したプランの両方の写しを提出する。

サービス担当者会議の開催は省略できない。

(月途中でプラン変更となる場合のサービス提供票については、変更日以前は暫定プランを転記することとなり、変更日以降が新たなプランとなる。)

※なお、生活保護受給者のケアプランについては、介護扶助費の決定のため、(読み替えプランも含め)本プランの写しの提出が必要です。

※読み替えプランの対応については、介護保険の取扱いと同様となります。